

## 国立大学法人小樽商科大学特任教員規程第4条に関する申合せ

平成22年 3月 12日  
学 長 裁 定

### (趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人小樽商科大学特任教員規程(以下「規程」という。)第8条に基づき、規程第4条の職務について必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教は、規程第4条第1項第1号の規定により、次の教育及び研究に従事する。

(1) 本学の授業計画に従った学部授業(基礎ゼミ等の知の基礎系授業も含む。)、学部研究指導、大学院授業、大学院研究指導(大学院博士前期課程)及び大学院演習(大学院博士後期課程)。

(2) 教員が行う研究、外部・内部資金によるプロジェクト研究への参画(代表者となることも可。)

2 特任助手は、規程第4条第1項第3号の規定により、次の職務に従事する。

(1) 組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務

3 第3条に定める職に選出された特任教員は、規程第4条第1項第3号の規定により、当該職に係る職務に従事する。

### (学長が必要と認める職)

第3条 規程第4条第2項に規定する学長が必要であると認める職は、グローバル戦略推進センター各部門長(研究支援部門を除く。)及び国際連携本部長とする。

### (会議・委員会)

第4条 規程第4条第3項の専攻会議等(以下「会議等」という。)には、学科会議及び講座会議を含むものとする。

2 特任教員は、会議等の成立の定足数には含まれず、票決に参加できないが、意見を述べることができる。

3 特任教員は、原則として各種委員会委員等(本学の運営上必要な業務であって、別途手当等が支給される委員等を除く。)の職務には従事しない。

### 附 則

1 この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

2 国立大学法人小樽商科大学特任教授規程第3条に関する申合せは、廃止する。

附 則

この申合せは、平成29年3月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。